

もとす広域連合障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

障害者の雇用の促進等に関する法律第 7 条の 3 第 6 項の規定に基づき、令和 6 年度
の取組の実施状況について、次のとおり公表します。

機関名	もとす広域連合
任命権者	もとす広域連合長 藤原 勉
計画期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日（3 年間）
もとす広域連合における障害者雇用に関する課題	令和 6 年 6 月 1 日現在、障害者任免状況通報による法定雇用率は、2. 9 6 %であり、達成することができた。 2 期目となる本計画の課題は、期間の終期まで、法定雇用率以上の水準を維持しつつ、採用した職員が活躍できる、更なる体制整備や各種取り組みを推進することが必要である。
計画期間における目標	【採用に関する目標】 ①在籍する雇用障害者数が前年を下回らない。 ②計画期間内において、法定雇用率以上を維持する。 （参考）令和 6 年 6 月 1 日時点の<u>実雇用数：5 人</u> <u>実雇用率：2. 9 6 %</u> ※法定雇用率 令和 3 年度法改正 2. 6 % 令和 6 年 4 月 1 日以降 3. 0 % ただし、経過措置期間 R6. 4. 1～R8. 6. 30 は、2. 8 % 【定着に関する目標】 不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法） 毎年 6 月 1 日の任免状況通報により、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理する。

目標に対する達成度	【採用に関する目標】 ① 令和6年6月1日時点において、在籍する雇用障害者数が5名となり、前年（5人）と同じであった。 ② 令和6年6月1日時点において、実雇用率が2.96%となり、前年（2.90%）より0.06ポイントの増加となり、法定雇用率を維持した。 【定着に関する目標】 令和6年度は、障害に起因する離職者はいなかった。
主に取り組んだ内容	【体制整備】 （１）組織面 引き続き、総務課課長補佐を「障害者雇用推進者」に選任した。 （２）人材面 障害者雇用推進者について、「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講させた。 【職務の選定・創出】 当広域連合の障害者雇用については、現在は、すべて一か所の高齢者福祉施設に限られているが、その現場においては、当該障害者の特性に合った職務を研究し、人事配置を行っている。 【職場環境・人事管理】 （１）環境整備 環境整備として、障害者利用しやすい環境に配慮している。 （２）人事管理 採用時に、岐阜県障がい者総合就労支援センターの支援員の協力を得て、アドバイスを受けながらフォローアップを行っている。 また、上司による面談を頻回に行い、現況把握に努めている。 さらに、本採用までに、慣らし期間を設け、障害特性の把握に努めている。